

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

二六

# ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」

——財産所有の形態とその主体および対象——

齊藤 寿

## 目次

- 一 はじめに
- 二 社会主義諸国憲法にみる財産所有形態
- 三 ソ連憲法の史的変遷と財産所有形態
- 四 ソ連憲法にみる社会主義的所有としての「全人民財産」
- 五 ソ連憲法にみる「私有財産」の容認とその対象
- 六 「国・公有財産制」と「私有財産制」の区分とその範囲
- 七 むすび

## 一 はじめに

ロンドン大学教授 Maurice Cranston は、一九五三年に“Freedom—A New Analysis”を著した。この一九六七

年版 (Third Edition, Longmans) によると、「自由権」保障の態様は、England, France, Germany, U.S.A. のそれぞれについてみるに、かなりの多様性を示している<sup>(1)</sup>という。

また、スウオンズビー大学講師 John Rees は、一九七一年に “Equality” を著し、「平等権」の省察には、何よりも包括的省察が必要であるとして、平等権の包括的省察を試みている<sup>(2)</sup>。

こうしたことに hint を得て、ソビエト社会主義共和国連邦 (СССР = Союз Советских Социалистических Республик) における「財産所有形態」について、いくつかの形態に区分し、その包括的省察を試みようとしたのが本論文である。すなわち、資本主義諸国の財産所有の形態とその主体および対象との対比や、その史的変遷の態様を比較し分析することを通して、ソ連の所有制度を憲法学的に省察することにした。

そしてそのために、まず社会主義諸国憲法にみる財産所有形態を、自由主義諸国憲法にみるそれと、対比して、分析することにし、前者の国家群と後者の国家群との財産所有形態の顕著な差異の存在を明らかにしたい。

つぎに、ソ連憲法の史的変遷と財産所有形態について明らかにするため、国有形態たる全人民財産と、コルホーズ的所有形態、並びに市民 (Гражданин) の個人的所有形態を比較分析し、さらに、ソ連憲法にみる社会主義的<sup>(3)</sup>所有 (социалистическая собственность) としての「全人民財産」について明らかにするとともに、ソ連憲法にみる「私有財産」についても、その容認の態様と対象を明示することにし、たいと考える。そしてさらには、ソ連憲法における「国・公有財産制」と「私有財産制」の区分と、その範囲について、自由主義諸国憲法や人民民主主義諸国憲法との比較において、憲法学的な分析・解明をほどこしたいと思う。

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

このようにして、「財産権」をめぐるソビエト社会主義共和国連邦憲法の対応と、財産所有形態の態様とその性質について、これを明らかにし、ソビエト社会主義共和国連邦における財産権に関して、憲法学的・包括的な省察を試みたいと考える。

## 二 社会主義諸国憲法にみる財産所有形態

ところで、「財産権」(rights of property, Vermögensrechte, droits des patrimoines)とは、人の物にたいする排他的な支配権であるとともに、人と人との(社会的)関係でもある。そして財産には、種々の所有形式を生じる。これを主体によって区分すると、(一)「私有制」、(二)「公有制」、(三)「国有制」とに分けられる。しかるに、現在資本主義制度を採用している諸国家は、私有財産制度と契約自由の原則を基礎とする社会(財産)制度を維持している。しかしこのような社会(財産)制度も рефери (欠陥・弊害)があり、今日、無制限に自由放任の資本主義を唱える国家は少なく、資本主義を維持するにしても、多くは реформизм (reformism, Reformismus, réformisme)を採る「社会国家」(Sozialstaat)をめざしている。<sup>(4)</sup>

これにたいして、社会主義憲法制度を採用している諸国家は、資本主義の中核である私有財産制度に全面的変革を加え、「完全社会化」あるいは「部分社会化」をはかろうとするものである。

すなわち、現在の財産制度には、(一)「私有を原則とするもの」、(二)「公有を原則とするもの」、および、(三)「国有を原則とするもの」がある。最前者(一)の私有財産権の規定は、当初は、自然法学上の自然権として宣言されたので

ある。たとえばフランス人権宣言二条はそれであり、<sup>(5)</sup> 実定法上の効力を有するものではなかった。この自然法学的な宣言が、実定法化されるにつれて、自然権としての財産も、国家権力により制限され、保障された効力ある権利となった。これは、自由権としての財産権である。フランス人権宣言もその二条で自然権としての財産権を宣言しながら、一七条では、実定法的に限定された財産権を掲げている。そしてこの規定は、わが国をはじめヨーロッパ大陸系の諸国に、広く影響をおよぼしたのである。<sup>(6)</sup> しかも一九世紀まで制定された財産権は、いずれも自由権であり、<sup>(7)</sup> 二〇世紀になっても、資本主義諸国の場合は、すべてそうである。ただ財産権不可侵の例外として制限されるのは、“公用”の場合で、財産権保障の建前から“補償”をすべきことになっている。

ところで、資本主義の *рефери* を是正しようと、社会主義化をはかることなく、資本主義の前提に立ちながら、生産手段を公有に移す方法として、有償制を原則としつつ、部分社会化を行なうことがあらわれはじめた。こうした部分社会化を最初に規定したのが、一九一九年のワイマール憲法 (*Reichsverfassung vom 11. August 1919*) である。そして、一九四六年のフランス第四共和国憲法、一九四七年のイタリア共和国憲法、一九四九年のドイツ連邦共和国基本法 (*Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland*)<sup>(8)</sup> なども、同じ傾向を示している。

以上のような、(一)の「私有を原則とするもの」のほか、(二)(三)の「公有・国有を原則とするもの」には、財産権の公有・国有を原則とする一群の国家 (*Государство*)<sup>(9)</sup> があるが、それは、ソ連を典型的なものとし、これにつぐもの。その他の人民民主権諸国がある。<sup>(9)</sup> そして、その姿 (社会構造 || *общественное устройство*) は、社会主義への過渡期の姿を示し、その所有の形式も、① 国有 (全人民的所有)、② 公有 (共有) (共同組合所有)、③ 私有 (個人、法人

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

所有)に分かれている。<sup>(10)</sup>

以上の観点から、現代国家群における財産権の制限を、比較憲法的にみると、三型に分類できる。すなわち、(一)米英型、(二)西独型、(三)人民民主主義諸国型、である。ところで、(一)の米英型は、憲法上、とくに財産権に社会的制限をおいておらず、憲法条項としての財産権の制限が存在しない。しかし、その実態は他のヨーロッパ諸国のそれよりも、注目すべきものをもっている。<sup>(11)</sup>(二)の西独型は、ワイマール憲法やドイツ連邦共和国基本法にみるような財産権制限方式を採用する国々である。この型の特色は、(i)所有権が憲法によって保障されていることと、(ii)財産権の社会性が憲法の明文によって宣言されていることである。(三)の人民民主主義諸国型は、ソ連憲法や中華人民共和国憲法に示されているような方式<sup>(12)</sup>を採用する国々である。この型の特色は、憲法(конституция)で、(i)経済理念において資本主義(капитализм)を排斥していること、(ii)土地・生産用具・生産手段について、私有化を排斥していること、(iii)財産(имущество)の私有すなわち私有財産(частное имущество, частная собственность)が認められるにしても、限定されていること、等である。したがって、(一)・(二)型の国家群と(三)型の国家群との間においては、顕著な差異がある<sup>(13)</sup>といえる。

ところで、社会主義諸国の憲法は、国家(Государство)の基本的任務として、(一)社会主義の実現、(二)共産主義の実現、あるいは、(三)社会的正義の実現(一九四九年ドイツ民主共和国憲法の場合)をあげる。こうして社会主義建設を「国家の基本」とする。<sup>(14)</sup>これに伴って、当然のことながら、「財産権一般」の名における「私的財産権の保護」に関する規定は、姿を消すにいたっている。

すなわち社会主義憲法は、第一に、基本的な生産手段、運輸手段は、国家 (Государство) だけが所有するとし、第二に、農業資産については、(一)「社会主義建設期の憲法」は、(a)大土地所有を禁止し、(b)農民による土地所有権の保護を定め、(c)農業協同化の促進を政策として掲げている。これに対して、(二)「社会主義建設完了期の憲法」は、КОЛХОЗ(КОЛЛЕКТИВНОЕ ХОЗЯЙСТВО)―コルホーズ―による農業資産所有を原則として掲げている。第三に、(一)「社会主義建設期の憲法」は、(a)私企業存在を認めながら、(b)人間による人間の搾取の制限を定め、(c)私的独占の禁止を定める。これに対して、(二)「社会主義建設完了期の憲法」は、(a)搾取を禁止し、(b)私的経営は、賃労働を利用しないという条件でのみ例外的に認める。第四に、「勤労によって得た所得」と、「消費財に対する個人の所有」を、「私的所有」とは違う「市民の個人的所有」として構成して、その権利を保護している。したがって、以上のような社会主義憲法における財産権の構成は、「公共の福祉」を理由とする財産権の濫用の禁止とは、質的に違っている。第五に、社会主義憲法は、(a)社会の存在と発展における労働 (рабoта, труд) の意義を強調し、(b)労働が市民 (гражданин) の権利であると同時に、(c)労働は市民の名誉であり、かつ、(d)労働は市民の義務である、こと等を定めている。一方、社会主義建設が、かなり進んだ段階以後の憲法は、いずれも、「各人は能力に応じて働き、労働に応じて受け取る」<sup>(15)</sup> «От каждого по способностям, каждому по труду» という社会主義の原則を掲げている。第六に、社会主義憲法は、国家 (Государство) による「経済計画化」の原則を掲げる。そして、地域的共同体と社会主義的経営体 (国营企業、協同組合) が、社会主義社会と国家の基礎単位であることを確認し、これらの自主制と中央集権との結合を図りつつある。<sup>(16)</sup>

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

このように、社会主義諸国の憲法にみる財産所有形態は、前述の米英型や西独型の財産権保障形態とは、全く異質のものであるといふことができる。すなわち、前述の(三)型は、経済理念において、「資本主義」を排斥する。したがって、財産の私有が仮に認められても、限定されたものとなっている。

一九七七年のソビエト社会主義共和国連邦憲法一〇条は、「ソ連邦の経済体制の基礎は、生産手段にたいする国家的(全人民的)所有と、コルホーズ、協同組合的所有の形態による社会主義的所有(социалистическая собственность)である。……」ことを示し、そして、「市民の個人的所有」に関しては、同憲法一三条に、「①ソ連邦市民の個人的所有の基礎は勤労所得である。日用品、個人の消費と便益にあてる物品、家内副業経営の物品、住宅、勤労貯蓄はソ連邦市民の個人的所有とすることができる。市民の個人的所有とその相続権は国家によって保護される。②副業経営(家畜と家禽の飼育もふくめて)、園芸および野菜栽培のために、また個人住宅建設のために、法律によって定められた手続きに従って提供される地所(земля)は、これを市民の用益に供することができる。市民は提供された地所を合理的に用益する義務を負う。国家とコルホーズは、副業経営をいとなむにあたり市民に援助をあたえる、③市民の個人的所有、または用益のもとにある財産は、これを不労所得を引きだすために役立てたり、または社会の利益に反して利用したりしてはならない(傍点筆者)。」旨の規定がある。<sup>(17)</sup>

ところで、社会主義諸国の憲法の中で、農民の一定限度の農地所有を憲法の明文規定で認めている国がある。すなわち、一九四八年の朝鮮民主主義人民共和国憲法がそれであるが、それは、革命後の創設期憲法のゆえである。

しかし、一部の例外はともあれ、社会主義憲法は、土地・生産用具・生産手段について、その私有化を排斥してい

る<sup>(18)</sup>のである。

### 三 ソ連憲法の史的変遷と財産所有形態

さて、一九一七年十一月二日に、レーニン(Ленин, 1870~1924)やスターリン(Сталин, 1879~1953)は<sup>(19)</sup>「ロシア諸民族の権利の宣言」を発表した。そしてその翌年の一九一八年一月一二日には、第三回全ロシア労働者・兵士代表議員ソビエト大会で、「勤労し搾取されている人民の権利の宣言」が採択され<sup>(20)</sup>、ソビエト政権の当面の基本方針が明らかにされた。

この二条一項では、「土地社会化」の実現によって、「土地私有」を廃止して、すべての土地フォンドを「全人民財産」とし、これを平等な土地(земля)利用原理にもとづいて無償で勤労者に与えるとした。また、すべての森林、地下資源および全国家的重要水域、ならびに農園(поместье)と農業企業を「国有財産」とする方針も明記した。さらに、同条二項では、製造所(фабрика)と工場(завод)、鉱山、鉄道および他の生産手段と輸出手段を、ソビエト労働共和国の所有に完全にうつす第一歩として、「労働者監督(рабочий контроль)」と「最高国民経済会議」に関するソビエト法を、搾取者に対する勤労者の権力を保障する目的で確認する(一、二項とも傍点筆者)、と明記した<sup>(21)</sup>のである。

この宣言が採択されて六カ月後の一九一八年七月一〇日に、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法(いわゆる一八年憲法)が第五回全ロシア・ソビエト大会で採択された。この憲法は、いわば「革命と資本主義から社会主義への

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

三四

移行期の過渡的憲法」といえるが、その九条で、<sup>(22)</sup>「現在の過渡期において……憲法の基本的任務は、ブルジョアジーを完全に抑圧し、……社会主義をもたらすために、強力な全ロシア・ソビエト政権のかたちで、都市と農村のプロレタリアートと貧農の独裁を確立することである。」とした。そして、この憲法は、現実の自由を物質的に保障することに力点をおきながら、権利を剝奪するさいの一般的基準として、(一)全体としての労働者(рабочник)階級の利益、(二)社会主義革命の利益、とをあげている。<sup>(23)</sup>

ついで五年六カ月後の一九二四年一月三一日に、ソビエト社会主義共和国連邦憲法(いわゆる二四年憲法|| Ленин憲法)が正式確認をみた。この憲法は、一九三六年までの「社会主義建設時期にあつて、領土や社会経済の発展にもなった憲法」といえるが、そのための改正や追加は、憲法の基本原則に影響をおよぼすほどのものではなかった。そして、一二年一〇カ月後の一九三六年一月五日、第八回臨時全同盟ソビエト大会で、ソビエト社会主義共和国連邦憲法(いわゆる三六年憲法|| Сталин憲法)が採択された。この憲法は、一九七七年まで続き、四〇年一〇カ月の寿命を維持した「プロレタリアート独裁を志し、労働者と農民の社会主義国家をめざしながら、社会主義建設の完了期を表現する憲法」として存在した。

この憲法的一条では、ソ連は労働者および農民の「社会主義国家」(социалистическое государство)と規定し、その四条では、生産用具・生産手段の「私的所有の廃止||社会主義的所有」を規定し、その五条では、ソ連の「社会主義的所有」について、(一)国有形態(全人民財産)か、(二)колхоз / колхоз / 的形態<sup>(24)</sup>(個々のколхоз、協同組合所有)かの、形態をとる、と規定している。<sup>(25)</sup>

そして、(一)の国有形態すなわち「全人民財産」の具体例として、土地、森林、水利、鉄道、水上・空中輸送、通信手段、銀行、その他等について、同憲法六条が明記しており、<sup>(26)</sup>(二)の КОЛХОЗ および協同組合の公共的、社会主義財産について、同憲法七条が明記している。<sup>(27)</sup>しかもこの七条規定中には、КОЛХОЗ 各農家の、КОЛХОЗ 共同経営からの基本的収入とその個人(личный) 所有についての規定がみられる。<sup>(28)</sup>さらに、同憲法一〇条は、市民の個人的(личный) 所有権の保護について、規定している。<sup>(29)</sup>

以上のような憲法の後、一九七七年一〇月七日、ソビエト社会主義共和国連邦憲法(いわゆる七七年憲法=Брежневская Конституция)が採択された。そしてこの憲法は、「プロレタリアート<sup>(30)</sup>独裁の終幕を宣言し、全人民国家を志し、発展・成熟した社会主義段階への適合をめざす憲法」として誕生した。<sup>(31)</sup>

この憲法の一〇条では、ソ連経済体制の基礎は、生産手段にたいする(一)国家的(общенародной=全人民的) 所有と、(二)КОЛХОЗ ^ ^ コルホーズ V V 協同組合的所有(колхозно-кооперативной собственности)との形態による、「社会主義的所有(социалистическая собственность)」であると規定している。<sup>(32)</sup>そして、国家は社会主義的所有を保護するとともに、何人といえども、私利のため社会主義的所有を利用してはならないとする。

また、同憲法一一条は、前述の(一)の所有形態についてふれ、「国家的所有」は、ソビエト国民全体の共有財産であり、社会主義的所有の基本的形態であるとし、前述(二)の所有形態については、つぎの一二条で、本所有形態の発展とその「国家的所有」(前者の(一)の形態)との接近を助成するとしている。<sup>(33)</sup>さらに、ソ連市民の「個人的所有」については後述するが、同憲法一三条で詳細に規定している。

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(斉藤)

そして、社会主義のもとにおける社会主義生産の最高目的は、人々のますます高まりゆく物質的精神的欲求を最も完全に満たすことで、そのため国家は、勤労者の創造的積極性、社会主義(的)競争(социалистическое соревнование)、科学的技術進歩の達成を完成させながら、国民経済の躍動的・計画的・均衡のとれた発展を確保する(Статья 15.)<sup>(34)</sup>としてゐる。

#### 四 ソ連憲法にみる社会主義的所有としての「全人民財産」

ところで、ソ連憲法にみる「所有形態」についてであるが、一九二四年の旧 Ленинレーニン憲法(一九二三年七月制定・一九二四年一月正式確認)は、これについては、何んら規定するところがなく、連邦構成各共和国の民法に委ねていた<sup>(35)</sup>。しかしながら、一九三六年の旧 Сталинスターリン憲法(一九三六年一月制定)は、これについては明確に規定した<sup>(36)</sup>。すなわち第四条で、(一)資本主義経済制度の清算、(二)生産用具・生産手段の私有廃止、(三)人間における人間の搾取廃絶、(四)社会主義経済制度の構成、(五)生産用具・生産手段の社会主義的所有を、ソ連の経済的基礎をなすものと規定した。そしてこの「社会主義所有」は、前述のように、(一)全人民の財産すなわち国有形態をとるか、(二)個々の колхоз(コルホーズ)とか協同組合とかの所有形態をとつてゐる(Статья 5.)。こうして、国家的重要財がすべて前者の所有(一)に属し(Статья 6.)、コルホーズおよび協同組合における「公共企業」および「生産物」などが、後者の所有(二)に属する(Статья 7.)ものとされた<sup>(37)</sup>。

すなわち、土地、地下資源、工場、鉱山、銀行、鉄道などは、国家だけが所有するもの(Статья 6.)とし、「国の

富と力の源泉、すべての勤労者<sup>(38)</sup>のゆたかで文化的な生活の源泉」である「社会主義的所有」の神聖不可侵を宣言した(Статья 131.)。そして経済生活は、国家計画(国家の国民経済計画)によって指導される(Статья 11.)と「経済計画化の原則」がかかげられたのである。そして「国有経済制度」、とりわけ「国有工業」の管理体系は極端に中央集権化<sup>(39)</sup>され、一九五七年の大改正まで、全重工業企業と重要な軽工業企業は、全連邦的意義をもつ「国有工業企業」とされ、モスクワのソ連政府のもとにある工業省の直轄下におかれた<sup>(40)</sup>のである。

そして、一九七七年の Брекнер  $\wedge$ ブレジネフ $\vee$ 憲法(一九七七年一〇月七日採択)は、社会主義的所有としての「全人民財産」について、生産手段にたいする国家的所有を規定する(Статья 10.)。さらに、コルホーズ $\parallel$ 協同組合的所有形態も社会主義的所有とし、労働組合その他の社会組織の財産もまた、社会主義的所有であるとする。そして国家は、これらの社会主義的所有を増やすための条件をつくりだし、何人にも利己的目的のために社会主義的所有を利用させないようにしている。

つぎに、同憲法二一条で、国家的所有の対象をあげ、土地<sup>(41)</sup>(земля)、地下資源、水域、森林はもっぱらそれであるとし、工業、建設、農業における基本的生産手段、運輸機関、通信機関、銀行、国家組織商企業、公共企業・その他企業財産、都市の基本的住宅ファンド、ならびに国家的課題実現のための財産も国家に所属するとしている。

さらに、同憲法二二条では、КОЛХОЗ  $\wedge$ コルホーズ $\vee$ の占有する土地は、コルホーズ所属とし、無償かつ無期限に利益されるものとしている。そして国家は、その発展と国家的所有との接近を助成するとしている。このように、共有性の高い КОЛХОЗ  $\wedge$ コルホーズ $\vee$ は、他の土地用益者と同様に、土地を効率的に用益し、それを大切に切りあつかい、

その плодородие (肥沃) を高める義務を負わされている。

このようにして、社会 (общество) の富の増大をはかり、搾取から解放されたソビエト国民 (народ) の労働によって福祉増進の源泉にしようとしている。そしてそのため、国家は、*«От каждого по способностям, каждому по труду»* (各人は能力に応じて働き、労働に応じて受け取る) という社会主義の原則にもとづいて、物質的刺激と精神的刺激を絡み合わせて、労働と消費の度合いに対する統制を実施し、かつ、所得税額等を決定する。もとよりこのような社会主義のもとにおける社会的生産の最高目的は、人々のますます高まりゆく物質的・精神的欲求を最も完全に充足すること(一五条)である。

そして、現在および未来世代のため、ソ連においては、(一)土地と地下資源、(二)水資源、(三)動物界と植物界の、保護と科学的裏づけをもつ合理的利用のため、大気と水の汚染防止、天然資源の再生産の保障、人間環境の改善の、必要措置をとる(一八条)ものとしている。

## 五 ソ連憲法にみる「私有財産」の容認とその対象

ところで、ソ連憲法においては、「私有財産」の容認とその対象——つまり「私的経済」の容認とその対象が、どのようなになっているかである。

一九二四年の旧 Ленин /レーニン/ 憲法の所有形態規定については、その無規定態様について、すでにのべたとおりである。しかるに一九三六年の旧 Сталин /スターリン/ 憲法においては、「社会主義的経済形態」とならんで、個

人農および手工業の小規模な「私的経済」としての ЧАСТНОЕ ХОЗЯЙСТВО (私的経営) が認められ<sup>(42)</sup> (Статья 9) 一方では、「社会主義的所有」とならんで「個人的所有」すなわち「私有」もある程度認められ、「市民の個人的所有権」が保護されている (Статья 10.)<sup>(43)</sup>。

このようにして私的経営・私的経済是認の当然の結果として、具体的にはつぎのような業務者が存在する<sup>(44)</sup>。

- (1) 雇傭労働を伴わない手工業・手職的生業・馬車運送業者、ならびに市民の個人的・私生活的需要業務に携わる者——たとえば、大工、指物師、塗師、煖炉師、屋根職、水道工、鍛冶師、電気工、硝子工、床磨夫、給水夫、洗濯職、荷物運搬人、理髪師、写真師、靴磨夫など。
- (2) apprentices (アルテリ) 外において労働する者、作業時間外註文手工業者、および手職的生業労働者・勤務員。
- (3) 業務の性質上、雇傭労働一人を使用する手工業者および手職的生産者。
- (4) 法律で禁止されていない、農業税を賦課される手工業、手職的生産または馬車運送業を営むコルホーズ員および勤労個人農。
- (5) 家庭経済奉仕者——たとえば、薪の挽割夫、子守、病人の看護人など。
- (6) コルホーズ員、勤労個人農、副業として農業を営む労働者、勤務員およびその他の者で、原料としてあるいは加工して、自己の農産物を販売する者、ならびに、コルホーズ員および近隣の勤労住民で、鉄道駅および埠頭において、売店、小舟により、または自ら携帯して農産物を販売する者。

そして、「個人的所有権」と「個人的所有の相続権」とが法律で保護されることを明らかにしている (Статья 7. Статья 10.)。たとえば、一九二二年一月一日制定のロシア共和国民法によると、以前の遺産国家所有制から、遺産相続制<sup>(45)</sup>を認めることにした。しかも、制限限度を撤廃し、家族員だけでなく、家族員以外の者にも相続人として認められることになり、現在にいたっている<sup>(46)</sup>。

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

それでは、なぜソ連において、ある程度にしるこのような「私的経済」とか「私有」が認められているのか。この理由は、一九二二年三月採用の *Нер. = New Economic Policy* (ネップ = 新経済政策) にまで遡らねばならず、この政策が採用されるにいたった直前のソ連の国内情勢が争乱を極め、田園荒廃・工場休止をみるにいたったことに由因する。さらに農民と企業家の反対で、生産が極度に減退し、国内が窮乏を極めた。それ故、まずこの窮乏克服をはかり、国民経済の再建をはからねばならなかったが、この再建の一策が、「ネップ」にほかならなかった。そしてこの「ネップ」において、農産物の自由市場開設も認め、また商業と小規模手工業の「私営」をも許容したのである。<sup>(47)</sup>

しかもこのような私経済は、現在においても、依然としてある程度必要とされ保護されている。<sup>(48)</sup> こうして、工業政策も、最初は労働者管理のもとで工業の「私営」を認めたが、間もなく「国有化」へ移行させていったのである。

ところで、一九七七年の *Бражнев* (ブリジネフ) 憲法においては、一三条で、「個人的所有」について、(1)日用品、(2)個人消費物、(3)個人便益物品、(4)家内副業経営物品、(5)住宅<sup>(49)</sup> (*жилище*)、(6)勤労貯蓄、を認める。そして、市民 (*Гражданин*) の「個人的所有権」のみでなくその「相続権」について、国家はこれを保護するとしている。

また、「市民用益」を認めるものとして、(1)副業経営(家畜と家禽の飼育もふくめて)、(2)園芸地、(3)野菜栽培地、(4)個人住宅建設地、(もとより、(2)(3)(4)のいずれもが、法律によって定められた手続きに従って提供される地所 (*землица*) である) をとりあげており、市民は合理的に用益できることになっている。一方、「副業経営」をいとな

むに際して、国家と колхоз (コルホーズ) は、市民に援助をあたえることになっている。

もとより、このような市民 (гражданин) の「個人的所有」や「用益財産」は、これを不労所得を引きだすために役立てたり、または「社会利益」に反して利用したりしてはならないとされているのはいうまでもない。そして、こうした側面で国家 (государство) は、市民 (гражданин) に物質的・精神的刺激を与え、市民の創造的・積極的態度を期待 (一四、一五条) して、ひいては国民経済の発展を確保しよう (一五条) としている。

このような憲法理念から、法律にもとづいてソ連では、もっぱら市民ならびに市民の家族員の(1)個人労働にもとづく家内工業、(2)同農業、(3)生活サービス業分野における個人的勤労活動、(4)その他の種類の勤労活動が許可される。そして国家は、この種の個人的勤労活動を規制し、それを社会利益のために利用することを、保障している (一七条) のである。

## 六 「国・公有財産制」と「私有財産制」の区分とその範囲

ところですでにのべてまいったように、所有や財産に法的根拠を得た所有権や財産権には、種々の形式が生じており、そのうち最も中心的なものは「財産権の主体」による区分である。すなわちそれは、(1)国有財産制、(2)公有財産制、(3)私有財産制、の区分である。<sup>(50)</sup>

(1)(2)の財産制を原則とする一群の国家中、最もその典型的な国がソ連で、人民民主主義諸国がこれに次ぐといえる。そして、ソ連の財産制度の態様については、すでにのべてまいったとおりである。たとえば、一九二二年のロシ

ア共和国民法五二条は、所有権を国有、公有(協同組合有)、私有の三者に分けているが、これはその好例といえる。また、一九三六年のスターリン憲法も所有形態を国有、共有、私有の三者に分けており、一九七七年のブリジネフ憲法も同様に分けて対応していることについては、すでにのべたとおりである。

国有(全人民的所有)について見れば、主要生産手段や大企業がこれに移され、共有(協同組合所有)について見れば、協同組合などの集団所有をいい、それは国有化の過渡的形態とも考えられ、私有(個人所有、法人所有)について見れば、ソ連については、五の『私有財産』の対象」のところでのべたものである。

そしてソ連では、国・公有財産制を原則とし、私有財産制は例外として認められているが、それに対して、ソ連よりもその他の人民主義諸国の方が、私有財産が認められている範囲がより広いのが特色になっている。<sup>(51)</sup>しかし、「国・公有財産制」を原則としていることに変わりはない。

これに対し、「私有財産制」を原則とするものとしては、まず、Locke (John 1632~1704) や Rousseau (Jean-Jacques 1712~78) の場合である。「Locke の財産権論」は、彼によれば本来自然は共有物であるが、各人の身体とその労働は私有物である。したがって共有物に労働を加えることによって他人の共有権を排除して、私有財産とするという。また「Rousseau の財産権論」は、個人は全財産を共同体 (la communauté) すなわち国家に譲渡する。だがここで国家が受領するのは、個人財産剝奪のためではなく、かえって個人の財産を合法的にし、強奪を變じて真の権利とし、享有を變じて所有とするという。そして各人は自然状態においては「自然権的財産権」を有するだけだが、社会状態に入ると「実定法的財産権」を有するようになるという。

そしてこの「自然権的財産権」は、近世初期憲法宣言の中に現われた。それは前述のように、フランス人権宣言二条がそれであり、「実定法的財産権」としては同宣言一七条に現われ、ヨーロッパ大陸法系諸国に広く影響を及ぼしたのである。

しかし資本の集中排除をはかり、財産権的自由にある程度の制限を加え、財産的不平等を是正する必要が生じた。たとえばアメリカにおいては、一八九〇年のいわゆるシャーマン法 (Sherman Act) が最初の反トラスト法としてのそれであり、一九一四年のクレイトン法 (Clayton Act) や一九三三年のノリス・ラ・ガーディア法 (Norris-La Guardia Act) と連邦営業委員会法 (Federal Trade Commission Act) がそれであった。そしてアメリカは、資本集中の弊害除去に多くの努力を払うとともに、前述の「米英型」の私有財産制を維持して現在にいたっているのである。<sup>(52)</sup> 他方、西独等ヨーロッパ自由主義の主要国家は、ワイマール憲法以来の「西独型」の私有財産制を維持して、社会国家を目ざしている<sup>(53)</sup>のである。

このように、自由主義諸国家における「私有財産制度」は、個人的自由を尊重する点で長所を有するが、弊害も出現してまい<sup>(54)</sup>ったので、その弊害除去に、「米英型」や「西独型」をもって対応しているのである。

## 七 むすび

以上のべてまい<sup>(54)</sup>ったように、財産の所有形態は、(一)国有制(国有を原則とするもの)、(二)公有制(公有を原則とするもの)、(三)私有制(私有を原則とするもの)に、三区分できるが、ソ連憲法では、(一)(二)を原則とし、(三)を例外とし

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

四四

て認めている。これに対し、「米英型」や「西独型」の資本主義諸国の憲法は、(三)を原則として、(一)(二)を例外として認めている。<sup>(55)</sup>

したがって、前者のソ連憲法の特徴は、(1)資本主義の排斥、(2)生産手段の国・公有化⇨社会主義的所有化(私有化の排斥)、(3)財産私有の限定、となってあらわれる。そしてその一般基準として、①全体としての労働者階級の利益、②社会主義革命の利益、とをあげる。そこに、前者と後者の顕著な差異がある。

そこでソ連憲法では、「財産権一般」の名における「私的財産権の保護」に関する規定は姿を消しており、個人的所有権も、「私的所有権」とは違う「市民の個人的所有権」として登場する<sup>(56)</sup>。しかもこのような権利の容認は、「明日の二歩前進のための、限定的な国家統制(ГОСУДАРСТВЕННЫЙ КОНТРОЛЬ)と監督(НАДЗОР)のもとにおける資本主義の容認」(Ленин)を意味しているにすぎない。

したがって、ソ連における「市民の個人的所有」の法的性質は、「公共の福祉」を理由とする財産権の濫用の禁止をいう憲法の「私的所有」とは、全く質的に相違している、といえるのである。

〈注〉

(1) 齊藤寿「Maurice Cranston の『自由権』論」—『公法理論三号』一七～二〇頁参照。とくで、拙論三節の Maurice Cranston の「自由主義の多義性」(The Ambiguity of Liberalism) の指摘を参照。

(2) John Rees, Equality, Macmillan, p. 12, p. 14, p. 28, p. 32, pp. 37-40, p. 50, p. 61, p. 80ff., pp. 91-97, p. 108ff., p. 122ff.

齊藤寿『平等権』の最終理念としての『生命への権利』—John Rees の『平等』論を中心として—『公法理論四号』

二〇〇二二頁参照。

(3) 『社会主義的所有 (социалистическая собственность)』にかかわってくる「社会主義的共同生活の規則尊重」や「市民 (гражданин) の憲法遵守」の義務に関しては、

齊藤寿『憲法擁護義務宣言による憲法保障』の形態と違反制裁——予防的内向け保障制度をめぐって——『公法理論三』九頁参照。

(4) 財産権の社会性を無視あるいは軽視した「市民憲法＝自由」国家は、社会の下積みとなった多数国民を排出した。そこで「実質的自由」を回復し、「人たるに値する生活保障」をはかるために生れてきたのが、「社会国家」(Sozialstaat)である。齊藤寿「憲法における『財産権の公共性』」(駒大法学論集一一号)一三七頁参照。

(5) 本宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen) 二条は、「人の消滅することのない自然権の保全」(自然権的性質)について規定しており、一七九三年のシロンド憲法草案あるいはモンタニアル憲法、共和三年憲法にうけつがれている。

齊藤寿「憲法にみる『財産権の自由と制限』」(駒大法学論集一〇号)七八頁参照。

(6) 日本国憲法二九条一項は、「財産権は、これを侵かしてはならない」として、財産権の不可侵を明記しているが、この規定は、一七七六年のヴァージニア権利章典 (The Virginia Bill of Rights) 一条、一七八〇年のマサチューセッツ憲法 (Constitution of Massachusetts) 一条、一七八九年のフランス人権宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen) 一七条の影響を受けたものとみることができると。たとえば、最後のフランス人権宣言一七条では、所有権の「神聖不可侵の権利 (droit inviolable et sacré) 性」を明記している。

齊藤寿「憲法の財産権の保障と『正当な補償』」(駒大法学部研究紀要三〇号)一〇二頁参照。

(7) Marice Cranston が England, France, Germany, U.S.A. を挙げる「自由権」保障の態様について述べ、その「多様性」を指摘している。

ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

Maurice Cranston, *Freedom-A New Analysis*, 3rd edition, 1967, pp. 45-50, p. 54, pp. 60-61, p. 63, p. 65, pp. 71-72.

(8) これに関連し、「公的なもの」ないし「公共」の觀念の抬頭を指摘・紹介した論文に、栗城壽夫「西ドイツ公法理論の変遷」―『公法研究三八号』七六―一一一頁、がある。

(9) 一九四七年ブルガリア人民共和国憲法六条、一九四八年チエコスロヴァキア共和国憲法三〇条二項、一九四九年ハンガリー人民共和国憲法六条、一九五〇年アルバニア人民共和国憲法七条、一九五二年ポーランド人民共和国憲法八条、一九五二年ルーマニア人民共和国憲法六、七条、一九四九年ドイツ民主共和国憲法二四、二五、二七、二八条、一九五四年中華人民共和国憲法五、六条、一九四〇年蒙古人民共和国憲法五、七条、一九四八年朝鮮民主主義人民共和国憲法五条、等の諸規定は、社会主義的所有は、「国家的所有」(全人民的財産)のかたちをとるか、「公的所有」(協同組合・ホルホーズ的所有)のかたちをとるのを、原則としている。

高橋勇治・戸澤鐵彦『人民民主主義の研究(下巻)』一七四頁、一九四頁、二二〇頁、二三〇頁、二四四頁、二五六頁、二七二―三頁、二九二頁、三〇四頁、三二三頁等参照。

(10) 水木惣太郎『比較憲法論―憲法学研究Ⅲ―』三九〇―四〇三頁。

なお、一九七七年のソビエト社会主義共和国連邦憲法一一条は、「国家的所有は、ソビエト国民全体の共有財産であり、社会主義的所有の基本的形態である。……(Государственная собственность—общее достояние всего советского народа, основная форма социалистической собственности……) (傍点筆者)と規定している。КОНСТИТУЦИЯ ОБЩЕНАРОДНОГО ГОСУДАРСТВА, Москва Издательство политической литературы, 1978, стр. 115.

(11) たとえば、イギリスの学者が「ニュー・フェューダリズム」と呼んでいる方式は、「土地所有権」を一定地域に限り公共団体に移して、民法的利用形態から公法的使用形態に切りかえる措置である。

水本浩「憲法上の財産権の保障との関係」―『土地所有権の制限・日照権』二六頁。

(12) 一九七七年ソビエト社会主義共和国連邦憲法一〇、一一、一二、一三条、一九七八年中華人民共和国憲法六、七、八、九

条の諸規定の方式がそれである。

齊藤寿「七七年ソ連憲法の歴史的・今日的意義—『発展した社会主義』段階の憲法とその問題点—『公法理論四号』四、一〇—一三、一五頁、および、

齊藤寿「中国新憲法の特徴と課題—その『規律性』と『自由性』—」—『公法理論二号』五、八—一〇頁を参照。

(13) 金子芳雄「財産権の保障」—清水望編『比較憲法講義』一二五—一二八頁参照。

今村成和「財産権の保障」—清宮四郎・佐藤功編『憲法講座2』一八二—一八三頁参照。

(14) 社会主義諸国において、統合的社会主义の綱領的目的が、政治過程の規制よりもはるかに重視されていることについては、Karl Loewenstein, *Constitutions and Constitutional Law in the West and in the East*. (タイプスクリプト)の指摘するところである。

K・レーヴェンシュタイン—佐藤幸治・平松毅訳『比較憲法論序説』一三三頁参照。

(15) たとえば「КОНСТИТУЦИЯ (Основной Закон) СОЮЗА СОВЕТСКИХ СОЦИАЛИСТИЧЕСКИХ РЕСПУБЛИК, Статья 14.

(16) 社会主義憲法の第一から第六までの特質につき、稲子恒夫「社会主義憲法」—田上穰治編『体系憲法事典』八六頁(L段・R段)参照。

(17) КОНСТИТУЦИЯ (Основной Закон) С. С. С. Р. Статья 13, КОНСТИТУЦИЯ ОБЩЕНАРОДНОГО ГОСУДАРСТВА, Москва, 1978, стр. 115.

(18) 金子芳雄「前掲文」—『前掲書』一二七頁参照。  
稲子恒夫『ソビエト法入門』六七頁参照。

(19) 当時、Ленин は人民委員会議長、Сталин は民族問題人民委員、であった。

この Ленин を首班とする人民委員会は、(一)地主的土地所有の廃止とか、(二)土地(Земля)の国有とか、(三)資本家の収奪とソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」(齊藤)

かの、各種の社会主義的改革を行って、「Совет-Совет」体制を確立した。なお、ソ連憲法の史的変遷に関しては、齊藤寿「前掲論文—第一節『ソ連憲法の歴史的背景とその意義』—」『公法理論三号』参照。

- (20) この宣言の採択とソ連の新しい民主主義に関しては、野々村一雄『ソヴェト学入門』九四～九九頁参照。
- (21) 稲子恒夫「勤労し搾取されている人民の権利の宣言(一九一八年)」—高木八尺・未延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』二七六～二七八頁参照。
- (22) 齊藤寿『各国憲法概説—ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法—』六八頁、同「前掲論文」『公法理論四号』三頁参照。
- (23) 同憲法第二篇を参照。稲子恒夫「ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国憲法(一九一八年)」—『前掲宣言集』二八一頁。
- (24) 「集団的所有農場」から「国有農場」への転換については、See, I. Deutscher, *The Unfinished Revolution, 1917-1967*, Trevelyan Lectures of 1967, Half A Century of Russian Revolution, t. by E. Yamanishi, cap. III.
- (25) Amos. J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, Revised 3rd Edition, volume III, p. 989.
- (26) завод, фабрика, шахта, рудник, совхоз, машино-тракторная станция (工場、製造所、鉦抗、鉦山、国营農場、機械トラクター・ステーション) 等も、Статья 6 によると、「全人民財産」とされる。
- (27) Amos. J. Peaslee, *ibid.*, Vol III, p. 990.
- (28) これらの収入・所有に関しては、устав сельскохозяйственной артели (農業アルテリ) とは、①共同経営と、②農家付属地経営から構成される、колхоз (колхоз) の形態である。
- (29) これには、市民労働所得・貯蓄、住宅、家庭副業、家財・世帯道具、個人消費物・便益物があり、この個人的所有権は、法律によって保護される。なお、三六年ソ連憲法的一条から一〇条までの規定に関しては、齊藤寿『各国憲法概説—ソ連憲法の社会機構—』一九〇～一九一頁参照。
- (30) この「プロレタリアート独裁の法理」に関しては、法を守るモルメント(合法性≡革命的合法性)と、法を破るモルメン

ト(合目的性、革命的合法性)とのダイナミックな逆理というパラドックスを内在しているとの指摘も存在する。松下輝雄『ソビエト法入門』九四頁。

- (31) この憲法の特徴、意義、問題点等に関しては、齊藤寿「前掲論文」—『公法理論四号』二—一六頁参照。
- (32) КОНСТИТУЦИЯ ОБЩЕНАРОДНОГО ГОСУДАРСТВА, Москва, 1978, стр. 114.
- (33) Ibid., стр. 115.
- (34) Ibid., стр. 116.
- (35) 谷川良一「ソ連における私有財産—その法的地位の変遷—」—『ジュリスト五十一号』一八頁。同『ソ連邦の憲法と立法、行政、司法』五一頁。
- (36) 弓家七郎『比較憲法要論』九五頁、九八頁参照。
- (37) 齊藤寿「前掲論文」—『公法理論四号』四頁参照。  
Amos. J. Peaslee, *ibid.*, Vol. III, pp. 989-990.
- (38) ソ連の工場主と熟練労働者との関係、とりわけソ連の経営者との関係については、See, David Granik, *The Red Executive*, N.Y., Doubleday, 1960.
- (39) 民主的中央集権主義 (Democratic Centralism) については、  
R.N. Carew Hunt, *A Guide to Communist Jargon*, N.Y. Macmillan, pp. 53-56.
- (40) 稲子恒夫『ソビエト法入門』六七—六八頁参照。なお、「スターリン時代の『国有部門』」については、同六八—七三頁、「工業管理制度の改革」に関しては、同八九—九二頁、「国有企業の財産制度」については、同一〇四—一〇六頁、「スターリン時代の『コルホーズ制度』」については、同七三—七七頁、「コルホーズ制度の立直し」については、同八一—八六頁、そして、「コルホーズ法の当面する問題」については、同九三—一〇二頁参照。
- (41) 土地国有論に反対の立場を採るものに、水本浩『土地問題と所有権—土地の私権はどうあるべきか』がある。水本浩『ソ連憲法にみる「全人民財産」と「私有財産」』(齊藤)

『同著』七〇、七三頁。

(42) もっとも、自己(個人)の労働(труд)にもとづき、かつ他人の労働の搾取をしない条件のもとにおいてである(九条参照)。

(43) この三六年ソ連憲法をソ連民法はどのように具体化しているかであるが、ソ連民法一条は、「私権は、その社会的経済的使命に反して行使される場合を除き、法律によって保護される」と規定している。なお、本規定に関しては、

谷口知平「ソヴェト民法の理論」二二〇〜二二二頁参照。

(44) これらの私的経営者は、数的にも少なく、とりわけ特に都市においては極めて少ない。谷川良一「前掲論文」―『ジュリスト五一号』一九頁参照。

(45) 市民生活からみた遺産相続税、銀行預金、富籤式国債証券などの実態に関しては、See, Irving R. Levine, Main Street, U.S.S.R., N. Y., Doubleday, 1959.

(46) 谷川良一『ソ連邦の憲法と立法、行政、司法』五二頁。

(47) 要するに、「個人の勤労意欲」を昂揚することにより、生産増強をはかるため、「私有」や「私営」を容認したのである。

この現状に対して Ленин(レーニン)は、「これは、単なる資本主義の復活ではなく、国家統制と監督のもとにおける資本主義の容認であって、しかも今日の一步後退は、明日の二步前進を意味する」とのべている。

谷川良一「前掲論文」―『ジュリスト五一号』一九頁参照。

(48) その(私有)個人的所有権(対象としては、勤労所得、貯蓄、家屋、家庭副業、家財、世帯道具、個人消費物、便益物品(以上一〇条)、宅地附属地、家畜、家禽、小農具(以上七条)、がある。山之内一郎訳『ソヴェト社会主義共和国憲法』五頁、山之内一郎・藤田勇訳「ソヴェト社会主義共和国同盟憲法」―宮沢俊義編『世界憲法集』二三四頁、今村成和「前掲論文」―清宮四郎・佐藤功編『憲法講座2』一八二〜一八三頁参照。

(49) 一九七七年ソ連憲法四四条は、住宅(жилище)に関して、市民(гражданин)は「住宅受取権」を持つと規定し、供

与住宅の社会的監督のもとでの「公正な分配」、ならびに「低住宅料」が保障されることも規定している。

(50) 実体にそぐう区分基準の必要性に関しては、Leslie Wolf-Philips が指摘する『Loewenstein (ハーベンシュタイン) の提案がある。Leslie Wolf-Philips, Comparative Constitutions, 1972, p. 29.

(51) 水木惣太郎『前掲書』四〇二～四〇三頁。

(52) 水木惣太郎『前掲書』三九四～三九七頁。

(53) 高原賢治「社会国家における財産権」——『日本国憲法体系七卷』二三九～二六四頁参照。

(54) 私有財産権に内在する「矛盾」と「ひずみ」に関しては、高原賢治「前掲論文」——『前掲書』二四三～二四五頁および二六〇～二六三頁参照。また、「社会主義者の立場からする資本主義の告発」(非能率性、浪費性、非合理性、不正性、退場途中性、等)については、See, Leo Huberman, The Truth about Socialism, cap. X-Cap. X III.

(55) しかし、このような「資本主義的国有的本質」に関しては、ソ連憲法の側面からは、「総体的集団としての資本家の所有」(Собственность совкупного коллективного капиталиста) または「独占の共同所有」(Собственность общенационалистическая) にはかならない、と指摘される。

稲子恒夫『現代法と経済』四〇八頁。

Левин, и. д., (отв. ред.) Импералистическое Государство и капиталистическое хозяйство, 1963, стр. 49.

(56) すなわち、共産主義の実現を目指す憲法として、当然に、財産権一般の名における「私的財産権の保護」に関するものではないことは、いうまでもない。